○北陸地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十四日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市関字東町下九二七番六から同市関字本俗八三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月二十四日

○中部地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十四日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
静岡市清水区興津中町字往還道東七一八番一から同市駿河区丸子字泉ヶ谷三〇四七番二まで	前	BA 七・二〇～一一・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 九・〇〇～一六三・〇〇メートル	二四・一二〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十四日　中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
静岡県駿東郡小山町上野字西山一三四八番三から同県駿東郡小山町上野字西山一三四八番一まで	前	五八・〇〇～六三・〇〇メートル	〇・〇一六キロメートル
静岡県駿東郡小山町藤曲字奈良橋八四八番一から同県駿東郡小山町藤曲字日ノ出丁九五六番二まで	後	六三・〇〇～六五・五〇メートル	〇・〇一六キロメートル
	前	一六・〇〇～二九・六〇メートル	〇・〇四〇キロメートル
	後	二九・六〇～三七・四〇メートル	〇・〇四〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十四日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡市葵区大岩四丁目一〇一四番一から同市葵区羽鳥一丁目一八七番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月二十四日

○中国地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十四日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	総社市種井字黒田四四九番一から同市種井字尾中七二七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月二十四日

○九州地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十四日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九号	筑後市大字尾島字船小屋一九二番一から同市大字尾島字栗ノ内一五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月二十四日

○沖縄総合事務局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十四日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年沖縄総合事務局告示第四十一号那覇広域都市計画道路事業三・二・十号豊見城中央線

三　事業施行期間　自平成二十年十月二十九日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成二十年沖縄総合事務局告示第四十一号沖縄県豊見城市字高安西原及び後原地内において事業地を変更する。

○沖縄総合事務局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十四日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年沖縄総合事務局告示第三十二号那覇広域都市計画道路事業三・四・三十七号糸満与那原線及び三・四・三十六号国道三百三十一号

三　事業施行期間　自平成二十年八月七日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成二十年沖縄総合事務局告示第三十二号沖縄県糸満市字糸満南組、中組及び新組地内において事業地を変更する。